

裁判官の市民的自由を萎縮させない対応を求める意見書

2019（令和元）年9月9日

東京弁護士会 会長 篠塚 力

意見の趣旨

- 1 岡口基一裁判官が行ったツイートを理由に戒告処分にした最高裁判所決定は、適正手続の保障及び裁判官の市民的自由の保障について、必ずしも十分な配慮がなされていなかったのではないかと疑念を払拭しえないので、今後は、最高裁判所が裁判官の市民的自由を萎縮させることのないよう、十分配慮し、慎重な手続きを踏むことを求める。
- 2 岡口基一裁判官が行ったツイートには、過去の罷免事例と比較してもおよそ罷免事由は認められないので、裁判官訴追委員会は、慎重な審議の上、裁判官の市民的自由を萎縮させることのないよう、安易な事情聴取を控え、速やかに不訴追の結論を出すことを求める。

意見の理由

第1 はじめに

最高裁判所は、2018年10月17日、分限裁判（以下「本件分限裁判」という。）において、岡口基一裁判官（以下「岡口裁判官」という。）によるツイッターの投稿（本意見書別紙記載のもの。以下「本件ツイート」という。）を理由に、同裁判官を戒告する決定をした（以下「本件決定」という。）。

また裁判官訴追委員会（以下「訴追委員会」という。）は、2019年3月4日、本件ツイート等について調査するために、岡口裁判官本人から事情聴取を行った（以下「本件調査」という。）。

第2 ツイッター (T w i t t e r) の意義及び岡口裁判官の利用状況について

1 はじめに

本件決定及び本件調査における事情聴取の対象となった事実はいずれも岡口裁判官の行ったツイッターに対する投稿である。

そこで前提として、いわゆるソーシャルネットワーキングサービス (SNS) としてのツイッターの意義と岡口裁判官の利用状況について概観する。

2 ツイッターの意義

(1) ツイッターの基本的な機能と特性について

ツイッターとは、現在、国内では約4500万人が利用しているといわれるSNSである。世界全体では、3億人を超える利用者がいるといわれており、利用者の多いSNSのひとつである。

投稿者は、1回につき140文字までの短文のテキスト (=ツイート) を投稿することができる。「リツイート」という機能によって、最初に発信したツイートがほかのユーザーへ次々に拡散することが容易であるという特性もある。

(2) 岡口裁判官の利用状況

岡口裁判官は、官職をつけない「岡口基一」の名義でツイッターのアカウント (ツイッターの利用名義) を取得しており (現在同アカウントは凍結されており、利用・閲覧ができない状態である)、そのアカウントから「岡口基一」が裁判官であることを知ることができるツイートは、本件分限裁判の事実認定においても1つにすぎなかった。

岡口裁判官は、法的観点から注目すべき論点を含む事件の判決、報道について、ツイッターで多く投稿していた。岡口裁判官が紹介した判決、

報道は、いずれも一般に公表されていたものであった。

第3 本件決定について

1 本件分限裁判の申立ての理由

本件分限裁判の申立て（以下「本件申立て」という。）の理由は、岡口裁判官が、裁判官であることが外部から認識できる状態で、2018年5月17日、ツイッターの自己のアカウントにおいて、東京高等裁判所で控訴審判決がされた犬の返還請求に関する民事訴訟についてのインターネット記事及びそのURLを引用しながら、本件ツイートのような投稿をインターネット上に公開して、上記訴訟を提起して犬の返還請求が認められた当事者（もとの飼い主）の感情を傷つけたことが、裁判所法第49条の「品位を辱める行状」に該当するとするものであった。

2 本件決定の判示

本件決定は、裁判所法第49条にいう「『品位を辱める行状』とは、職務上の行為であると、純然たる私的行為であるとを問わず、およそ裁判官に対する国民の信頼を損ね、又は裁判の公正を疑わせるような言動をいうものと解するのが相当」としたうえで、本件ツイートは、「一般の閲覧者の普通の注意と閲覧の仕方とを基準とすれば、そのような訴訟を上記飼い主が提起すること自体が不当であると被申立人が考えていることを示すものと受け止めざるを得ないものであり」、「被申立人は、裁判官の職にあることが広く知られている状況の下で、判決が確定した担当外の民事訴訟事件に関し、その内容を十分に検討した形跡を示さず、表面的な情報のみを掲げて、私人である当該訴訟の原告が訴えを提起したことが不当であるとする一方的な評価を不特定多数の閲覧者に公然と伝えたものといえる。被申立人のこのような行為は、裁判官が、その職務を行うについて、表面的かつ一方的な情報や理解のみに基づき予断をもって判断をするのではな

いかという疑念を国民に与えるとともに、上記原告が訴訟を提起したことを揶揄するものともとれるその表現振りともあいまって、裁判を受ける権利を保障された私人である上記原告の訴訟提起行為を一方的に不当とする認識ないし評価を示すことで、当該原告の感情を傷つけるものであり、裁判官に対する国民の信頼を損ね、また裁判の公正を疑わせるものでもあるといわざるを得ない。」「したがって、被申立人の行為は、裁判所法第49条にいう『品位を辱める行状』に当たるというべきである。」と判示した。

3 適正手続の保障

しかし本件分限裁判で、適正手続の保障（憲法第31条）が十分であったか否かについては疑念が残る。

すなわち、本件申立てにおいては、本件ツイートが「当事者の感情を害した」とのみ主張されており、最高裁判所も争点を、本件ツイートが「品位を辱める行状」に当たるか否かとの整理しかしていなかった。そのため岡口裁判官には、本件ツイートをもって訴訟提起が不当であるとの評価を表したと評価できるか否か、本件ツイートが国民の信頼や裁判の公正を疑わせるか否かについて、明確には弁明の機会を与えられなかった。それにもかかわらず、本件決定は戒告処分理由として、本件ツイートが当事者の訴訟提起が不当であったとの評価を表したものであって、「裁判官に対する国民の信頼を損ね、また裁判の公正を疑わせるもの」との認定をした。

この点で、本件決定には、岡口裁判官に対して十分に弁明の機会が与えられていないのではないかとの疑念が残る。

なお、高等裁判所の裁判官を懲戒する手続は、最高裁判所のみで決定がなされる一審制がとられているために、いったんなされた決定を覆す機会がないことから、申立書に記載のない事実を懲戒の理由にするのであれば、より慎重な争点整理がなされた上で、弁明の機会が与えられるべきであつ

た。

以上より、本件決定に至る手続の適正には疑問が残る。

4 裁判官の表現の自由の保障

表現の自由は、民主社会において最大限の尊重を要するものであって、この要請は裁判官にも当然に及ぶ（本件決定の補足意見参照）。

ところで、表現の自由は常に受け手の誰かの感情を傷つけるおそれを内包するが、一般市民が本件ツイートと同程度の表現をしても、法的な制約、制裁を受けることは、特段の事情がない限り考え難い。その意味で、本件分限裁判では、裁判官という地位、職責に伴う特別な制約が認められるのか、認められるとしてもどのような基準に従い、どの程度の特別な制約であれば認められるのかが基本的な問題となるはずであった。

この点、本件同様裁判官の表現の自由が問題になった寺西判事補事件においては、「制約が合理的で必要やむを得ない限度にとどまるものである限り、憲法の許容するところであるといわなければならない、右の禁止の目的が正当であって、その目的と禁止との間に合理的関連性があり、禁止により得られる利益と失われる利益との均衡を失するものでないなら、憲法第21条第1項に違反しない」とした（最高裁判所大法廷平成10年12月1日決定・民集第52巻9号1761頁）。

しかし、本件決定は、「被申立人の上記行為は、表現の自由として裁判官に許容される限度を逸脱したものとわざるを得ないものであって、これが懲戒の対象となることは明らか」とするだけであった。

確かに、裁判官には、その強い独立性と職責に伴い、一般市民と異なる制約を認めざるを得ない点があるとしても、表現の自由の制約には、その合理的な根拠と基準が示されるべきであるし、加えて本件の表現行為がツイッターという短文で表現しなければならないという制約のある表現行為であったこと、裁判官の判決紹介・評釈に関わる表現行為は、一般市民に

とって有用であり、これは「開かれた司法」を確保するという要請にも沿うものであることなどにも配慮すべきであった。

いかなる表現行為が「許容される限度を逸脱」するのかが示されないでなされる制約は、許容される表現行為の予測可能性を奪い、裁判官の表現行為に萎縮的效果を与えるものである。そのことは、一般市民との合理的な差異の不明確性とも相まって、一般市民の表現活動にも予測可能性を奪うおそれがあり、一般市民の表現活動についても萎縮効果を与えることにつながりかねない懸念がある。

5 小括

以上の諸点において、本件決定は、手続的保障において十分ではない疑いがあり、事案の特質についての検討が不足しており、裁判官の市民的自由に対して十分な配慮がなされていないとの懸念を払拭し得ない。

第4 本件調査について

1 訴追委員会の権能等

訴追委員会（裁判官弾劾法（以下「弾劾法」という）第3条）は、裁判官弾劾裁判所（憲法第64条第1項、弾劾法第3条）への訴追権を独占する機関であり、裁判官弾劾制度自体は司法権の独立の例外を憲法自体が認めた制度である。訴追委員会は、衆・参各議院においてその議員のうちから選挙された各10人の訴追委員と各5人の予備員で構成される（国会法第126条第1項、弾劾法第5条第1項）。

裁判官が弾劾により罷免されるのは、次の①及び②のいずれかに該当する場合である（弾劾法第2条）。

- ① 職務上の義務に著しく違反し、又は職務を甚だしく怠つたとき。
- ② その他職務の内外を問わず、裁判官としての威信を著しく失うべき非行があつたとき。

つまり、弾劾による罷免が認められるのは、裁判官の行為について、職務上の義務違反が著しいか、職務怠慢が甚だしいか、裁判官としての威信を著しく喪失させたかのいずれかの場合でなければならない。

そして、裁判官がひとたび訴追され罷免されることになれば、裁判官の職を失する（裁判官弾劾法第37条）のみならず、事実上法曹資格も喪失する（弁護士法第7条2号、検察庁法第20条2号）。このように、訴追委員会の権限の行使は裁判官にとって極めて重大な影響を有するものであるから、訴追委員の出欠、発言や表決、審議資料、調査の経過や内容、決定の理由等、議事については非公開とされている（弾劾法第10条第3項）。

2 訴追委員会による調査の内容及び方法に関する制約

何人も、裁判官に弾劾による罷免の事由があると考えるときは、訴追委員会に罷免の訴追をするように求めることができる（弾劾法第15条第1項）。訴追委員会は裁判官について、訴追の請求があったとき又は弾劾による罷免の事由があると思料するとき、その事由を調査しなければならない（弾劾法第11条第1項）。

そして、裁判官の弾劾は、三権の相互抑制機能の一つとして憲法上国会に認められた権限（憲法第64条）であり、その行使については国会の広い裁量に属するところである。また、理論上は、訴追をされたからといって対象の裁判官が弾劾されるとは限らず、ましてや訴追のために調査されたからといって対象の裁判官が訴追されたり、弾劾されたりするとは限らない。

しかし、司法権は、権力から国民の基本的人権を守る最後の砦であるからこそ、その司法権の独立と中立性の確保が強く保障されているのであり、訴追委員会の権限行使にあたっては、この点について十分な配慮がなされなければならない。国会が、裁判官弾劾制度を用いて司法権に対して

政治的な影響力を及ぼし、その中立を歪めることはあってはならないのであって、国会による裁判官の訴追権の行使に当たっても、司法権に対して不当な影響を及ぼすことのないよう、抑制的で慎重な考慮が求められる。

そして、訴追が罷免につながる手続であるがゆえに、その前提となる調査であっても事実上裁判官の地位に重大な影響を与えることは否定できず、その内容や方法によっては、裁判官の市民的自由を脅かし、ひいては裁判官の独立、司法権の独立を揺るがすおそれがある。したがって、訴追委員会の調査のあり方については、まず、当該被疑事実が、これまで罷免が認められた先例と比較して、同程度の事実といえるか等の事情が十分に検討されるべきである。これは司法権の独立、裁判官の独立とのバランスからの要請である。そして、調査が裁判官の市民的自由を萎縮させないように留意が必要である。裁判官の市民的自由、なかでも表現の自由を確保することは、前述のとおり「開かれた司法」の確保の観点からも重要だからである。

第5 罷免事案の先例と本件ツイート

1 弾劾裁判で罷免された事案について

では、本件ツイートが、過去に弾劾裁判で罷免された事案と比して、罷免事由に当たるほどの重大な非行行為があったと言えるのかが問題となる。

この点、訴追委員会が訴追した近年の裁判官の行為の事例は、現金の供与を約束した上での児童買春（平成13年）、裁判所職員に対するストーカー行為（平成20年）、走行中の電車内におけるスカート内の盗撮行為（平成25年）である。

これらの事案については、弾劾裁判所は、いずれも「裁判官としての威信を著しく失うべき非行があった」（弾劾法第2条2号）と認定して、罷免し

ている。

これらはいずれも犯罪行為ないし明確な違法行為である。

2 本件ツイートについて

これに対して、本件ツイートは、仮に、訴訟を提起したことを揶揄するものとも受け取る余地のある表現振りを認めることができたとしても、問題性はそれにとどまり、違法行為ではないから、罷免が認められた先例に比肩する重大な非行行為とは到底いえない。

とりわけ、本件については、最高裁判所は自ら岡口裁判官に懲戒処分をしたものの、別途訴追請求をしていないことも踏まえるべきである。

第6 不訴追とすべき事案であること

1 罷免事由が認められないこと

先に述べたように、客観的事実として、本件ツイートが罷免に比肩する重大な非行行為であるとは到底いえない。

前述の先例との差異は、最高裁判所の前記決定における事実認定によっても、一見して明らかであった。

2 事情聴取は慎重にすべきこと

したがって、そもそも訴追委員会による岡口裁判官からの事情聴取の必要性についても疑問があったと言わざるを得ない。

前述のとおり、事情聴取自体に人事考課上の不利益があることが想定され、裁判官に対する萎縮的効果があることを考えると、真相を解明して非行事実の認定をするために、告知聴聞の機会を与え、弁明を聴く観点から真に必要な場合を除いて、安易に訴追委員会に呼び出して事情聴取を行うべきではない。

本件においては、客観的な事実からして罷免事由が認められない以上、今後、訴追委員会が結論を出すに当たって、岡口裁判官を呼び出しての事

情聴取は不要であると考えられる。

3 安易な訴追猶予を避けるべきこと

また、結論として訴追しない場合も、非行事実を認めない不訴追と、非行事実の存在を認めた上で情状により訴追を猶予する訴追猶予があるが、後者は訴追手続きにおいて訴追猶予の前提となった事実認定を争う手段が認められておらず、適正手続の保障を欠く。

したがって、およそ弾劾法第2条に言う罷免事由がない以上、不訴追の結論を導くべきであって、非行事実を認定した上で訴追猶予とすることは誤りである。

4 小括

以上のとおり、本事案は、過去の先例との対比において、罷免を求めるに値する非行事実がないことは一見して明らかである。

したがって、訴追猶予となる事案ではなく、非行事実がないとして不訴追とされるべき事案であり、岡口裁判官を安易に呼び出すことなく、速やかに手続的不利益から解放する必要がある。

第7 結論

以上より、当会は、本件決定が、適正手続の保障及び裁判官の市民的自由の保障のいずれに対しても十分な配慮がなされていなかったのではないかとの疑念を払拭できないので、最高裁判所に対しては、個々の裁判官の市民的自由を萎縮させることのないように十分配慮することを求めるとともに、裁判官訴追委員会に対しては、司法権の独立を害して裁判官の市民的自由を萎縮させることのないよう、安易な事情聴取を控え、速やかに不訴追の結論を出すことを求めるものである。

以上

(別紙)



岡口基一

@okaguchik

公園に放置されていた犬を保護し育てていたら、3か月くらい経って、
もとの飼い主が名乗り出てきて、「返して下さい」

え？あなた？この犬を捨てたんでしょ？ 3か月も放置しておきながら..

裁判の結果は..



sippo.asahi.com

放置された犬を保護して飼育 3カ月後に返還要求、裁判
に発展 | sippo(シッポ) |